

沖縄県立芸術大学研究倫理審査委員会規程

令和3年4月22日

沖芸大規程第98号

(設置)

第1条 沖縄県立芸術大学(以下「本学」という。)に、沖縄県立芸術大学研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議・管掌事項)

第2条 委員会は、本学の研究倫理に関する次に掲げる事項について審議し、その運営に当たる。

- (1) 研究倫理に関すること。
- (2) 研究倫理審査に関すること。
- (3) その他研究倫理、研究倫理審査に関する必要事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 各学部の専任教員各1名
- (2) 全学教育センターの専任教員2名
- (3) 芸術文化研究所の専任教員1名
- (4) 学長が必要と認める者

2 ただし(1)においては全学教育センターの教員を除く。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則（令和3年4月22日評議会 学長決裁）

この規程は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。